

中播衛生施設事務組合郵便入札実施要綱

令和4年2月25日告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、中播衛生施設事務組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）、業務委託、物品購入その他の契約（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札について、郵便を利用して行う入札（以下「郵便入札」という。）における事務取扱に関し、法令、条例及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 郵便入札の対象は、建設工事等に係る競争入札のうち、福崎町の条例規則を準用する条例（平成元年3月2日条例第1号）第1条において準用する福崎町財務規則（昭和58年4月1日規則第4号）第106条の規定による入札公告又は規則第117条第2項の規定による指名競争入札通知（以下「公告等」という。）において、郵便入札である旨を記載したものとす。

(入札の公告及び指名の通知)

第3条 管理者は、郵便入札を行おうとするときは、公告等において、郵便入札として指定し、当該規定に基づく事項のほか、次の各号に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 入札書、内訳書その他提出を指示する書類（以下「入札書等」という。）の送付方法
- (2) 入札書等の送付先
- (3) 入札書等の到達期限
- (4) 開札の日時
- (5) 開札の場所
- (6) この要綱の規定に違反して提出された入札書等を無効とする旨
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(入札に係る費用の負担)

第4条 郵便入札に係る費用については、郵便入札の入札参加者（以下「入札参加者」という。）の負担とする。

(入札書等の送付方法)

第5条 入札参加者は、案件ごとに入札書等を作成の上、封書にして一般書留郵便等組合が

指定する方法により、到達期限までに到達するよう送付しなければならない。ただし、到達期限までに組合に持参することも認めるものとする。

- 2 前項の規定により入札書等を郵送又は持参する場合は、所定の事項を全て記入し、使用印を押印した上で封筒に入れ封印し、封筒に入札書等在中の旨、案件名、入札参加者の名称及び到達期限等の必要事項を記載するものとする。
- 3 複数案件の入札書等を送付する場合は、前項の規定により案件ごとに作成した封筒を送付用封筒に同封して送付することができる。送付用封筒には入札書等在中の旨記載するものとする。

(入札書等の保管等)

第6条 入札書等が到達したときは、これを開封せず開札日まで厳重に保管しなければならない。

- 2 到達した入札書等は、書換え、差替え又は撤回することができない。
- 3 入札参加者は、入札書等到達後においても到達期限までは入札の参加を辞退することができる。この場合において、入札の参加を辞退しようとする者は、次条に定めるとおり入札辞退届を提出しなければならない。

(郵便入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、到達期限までに入札辞退届（様式第1号）を郵送又は持参により提出しなければならない。

(開札)

第8条 郵便入札の開札は公開とし、予め指定した日時及び場所において行うものとする。

- 2 前項の開札について、立会いを希望する入札参加者は、開札日の2日前（日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）までに開札立会申出書（様式第2号）により開札の立会いの申出をすることができる。その際の立会者が代理人の場合は、開札の立会いに関する権限の一切を委任する開札立会委任状（様式第3号）を提出しなければならない。
- 3 開札の立会者の数は入札参加者1者につき1名とする。
- 4 前項の立会者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員1名以上を立ち会わせて開札するものとする。
- 5 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定するものとする。
- 6 前項のくじについて、くじの対象となる入札参加者又はその代理人の立会いがあり、くじを引くことを希望する場合は認めるものとする。前項のくじを引く者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

(郵便入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札書等が公告等で指定する到達期限までに到達しない入札
- (3) 同一入札について2通以上の入札書等を郵送又は持参した入札
- (4) 入札書等が同封されていない入札
- (5) 1枚の封筒の中に複数の案件の入札書等が同封された入札
- (6) 封筒に記載の案件名又は差出人と同封された入札書に記載の案件名又は入札者が相違する入札
- (7) 入札書に入札金額、入札者の氏名若しくは押印のない入札又はこれらが鮮明ではない入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第10条 開札の結果、予定価格の制限の範囲に達する入札書がない場合は、1回に限り再度入札を行うことができる。

- 2 再度入札を行う場合、入札参加者に対して不調となった入札の最低入札額その他必要事項を記載した入札通知書を送付して通知するものとする。
- 3 再度入札には、初度の入札に参加しなかった者、無効入札を行った者及び最低制限価格を設けた場合におけるその価格未滿の入札を行った者は、参加させることができないものとする。

(入札結果の通知)

第11条 郵便入札により落札者が決定した場合は、当該入札の落札者に対して速やかにその旨を通知するとともに入札結果を閲覧に供するものとする。

(入札の延期等)

第12条 管理者は、郵便事情等による事故、不正な行為又は災害その他必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

(異議申し立て)

第13条 入札参加者は、開札後、本要綱及び関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が到達し

なかった場合についても同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

入札辞退届

下記の理由により入札を辞退します。

記

1 件名

2 開札日時 年 月 日 時 分

3 工事（業務）場所

4 辞退の理由

年 月 日

中播衛生施設事務組合
管理者 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

第2号様式（第8条関係）

開札立会申出書

下記の入札執行に当たり、中播衛生施設事務組合郵便入札実施要綱第8条の規定により、開札立会人として開札に立ち会うことを申し出ます。

なお、都合により代表者本人が立ち会うことができない場合は、代理人が開札当日に開札立会委任状を持参して立ち会います。

記

1 件名

2 開札日時 年 月 日 時 分

3 開札場所

4 工事（業務）場所

年 月 日

中播衛生施設事務組合
管理者 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

㊟

第3号様式（第8条関係）

開札立会委任状

代理人（受任者）

住所

氏名

㊟

私は、上記の者を代理人と定め、下記の開札に係る一切の権限を委任します。

記

1 件名

2 開札日時

年 月 日

時 分

3 開札場所

4 工事（業務）場所

年 月 日

中播衛生施設事務組合

管理者

様

（委任者）

住所

商号又は名称

代表者氏名

㊟